

各協議会の安全対策と港則法に基づく勧告の対比表

1. 台風・低気圧対応

種別	発表条件 【各措置共通】	台風・津波対策協議会安全対策要領 対策と措置（令和3年1月1日最終改正）	各協議会措置を踏まえた 港則法に基づく勧告内容
注意喚起	台風、低気圧、暴風（雪）に関する北海道地方気象情報もしくは石狩、後志地方気象情報発表	<ul style="list-style-type: none"> 今後の気象情報に留意するとともに荒天に備えること。 操業中の漁船については、早めに帰港し荒天に備えること。 安全に係留できる船舶は、増索等検討し荒天に備えること。 危険物積載船は、安全対策を遵守し、荒天に備えること。 錨泊船は、走錨防止対策を余裕のある時期に行い荒天に備えること。 石狩湾港の錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。 	
第一体制	<ul style="list-style-type: none"> 台風の暴風域が12時間以内に到達 または 暴風（雪）警報発表（陸上平均風速25m/s未満） 最大風速40m/s以上の暴風域を伴う台風等が到達する予報がある場合は、発出基準によらず前倒しで発出可能 	<ul style="list-style-type: none"> 【小型船】（漁船、作業船、プレジャーボート等） 係留索を増索、陸揚げ船の固定索の増索等荒天対策を行い警戒すること。 【大中型船】 荒天対策を行い厳重に保船し、保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 【危険物積載船】 余裕のある時期に岸壁を離れ、安全な海域に避難すること。 【錨泊船】 錨泊船は、速やかに走錨防止対策を行い荒天対策を取ること。 石狩湾港の錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。 	<p>勧告（第一体制）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。 2 保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 3 錨泊船は船橋当直を厳重に行い、走錨防止対策をとること。 4 石狩湾港の錨泊船のうち、防波堤外側で錨泊している船舶は抜錨し、安全な海域へ避難すること。 5 VHF16ch聴取及びAIS装置を常時作動すること。
第二体制	<ul style="list-style-type: none"> 台風の暴風域が6時間以内に到達 または 暴風（雪）警報発表（陸上平均風速25m/s以上） 最大風速40m/s以上の暴風域を伴う台風等が到達する予報がある場合は、発出基準によらず前倒しで発出可能 	<ul style="list-style-type: none"> 【小型船】（漁船、作業船、プレジャーボート等） 係留索を増索、陸揚げ船の固定索の増索等荒天対策を行い警戒すること。 【大中型船】 タグボートの支援等を必要とする大型船は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 上記以外の船舶は、荒天対策を行い厳重に保船し、保船困難が予想される場合は、余裕のある時期に岸壁を離れ安全な海域へ避難すること。 【危険物積載船】 余裕のある時期に岸壁を離れ、安全な海域に避難すること。 【錨泊船】 錨泊船は、走錨防止対策を確認し厳重な警戒を行い、必要に応じて安全な海域に避難すること。 石狩湾港の錨泊船は、石狩湾新港安全対策協議会が定める「船舶の安全運航確保のための合意事項」を遵守すること。 	<p>勧告（第二体制）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 離着岸時において、タグボート等の支援を必要とする船舶は、港外へ避難すること。 2 上記1以外の船舶は、港外へ避難又は係留を強化し保船に万全を期すこと。 3 陸揚げ固縛が可能な船舶は、同措置を行い厳重な管理体制を執ること。 4 錨泊船は、走錨防止対策を確認し厳重な警戒を行い、必要に応じて安全な海域に避難すること。 5 石狩湾港の錨泊船は抜錨し、安全な海域へ避難すること。 6 VHF16ch聴取及びAIS装置を常時作動すること。

2. 地震・津波対応

種別	発表条件	台風・津波対策協議会安全対策要領 対策と措置	協議会要領を踏まえた 港則法による勧告（例）
第一体制	北海道日本海沿岸北部または同南部に津波注意報発表	<ul style="list-style-type: none"> 【人命の優先】 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。 【在港船舶】 津波の来襲に備えた対策措置を行い、速やかに避難できるよう準備すること。 【港内荷役工事作業等】 荷役・作業等を中止し、津波の来襲に備えた安全対策措置を取ること。 	<p>勧告（第一体制）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。 2 津波来襲まで時間的余裕がある場合は、荷役・作業を中止し、津波の来襲に備えた対策措置を行い、速やかに避難できるよう準備すること。
第二体制	北海道日本海沿岸北部または同南部に（大）津波警報発表	<ul style="list-style-type: none"> 【人命の優先】 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。 【在港船舶】 港外避難可能な船舶は、直ちに避難すること。 在泊船舶は、可能な限り陸揚固縛、係留強化等の危険防止措置を取り、直ちに安全な場所へ避難すること。 【港内荷役工事作業等】 荷役・作業等を中止し、津波の来襲に備え、可能な限り資機材等の流出防止措置を取り、直ちに安全な場所に避難すること。 	<p>勧告（第二体制）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津波来襲まで時間的余裕がない場合は、直ちに人命を優先する対応をとること。 2 津波来襲まで時間的余裕がある場合は、港外へ避難が可能な船舶は直ちに避難し、その他の船舶は、可能な限り陸揚固縛、係留強化等の危険防止措置を取り、直ちに安全な場所へ避難すること。